

公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター評議員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人盛岡地域地場産業振興センターの定款第20条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の出席)

第2条 理事及び監事は、止むを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

(評議員会の開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会のほか、毎事業年度開始前及び必要がある場合に、臨時評議員会を開催する。

(議長)

第4条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

2 前項の評議員会会長は、予め評議員会において選出する。

3 第1項の評議員会会長が出席しないときは、その評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成25年5月28日から施行する。

(平成25年5月28日評議員会議決)